特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	児童扶養手当の支給に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝浦市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

勝浦市長

公表日

平成27年5月28日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

	というとは、大阪には、大阪には、大阪には、大阪には、大阪には、大阪には、大阪には、大阪に			
1. 特定個人情報ファイルる				
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務			
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づき、受給者管理を行う。 ①支給額の決定及び支払 ②認定請求の処理 ③現況届の処理 ④その他届出等の処理 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。			
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイルタ				
受給者台帳情報ファイル、扶養	を者情報ファイル、支払情報ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37項 平成26年内閣府·総務省令第5号第29条			
4. 情報提供ネットワークシ				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】13,16,26,30,47,64,65,87,116項 【情報照会】57項 平成26年内閣府·総務省令第7号 【情報提供】12,19,35,36,44条 【情報照会】31条			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	福祉課			
②所属長	福祉課長 花ヶ崎 善一			
6. 他の評価実施機関				
なし				
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求			
請求先	郵便番号299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地1 勝浦市役所 総務課 電話:0470-73-6646			
8. 特定個人情報ファイル(
連絡先	郵便番号299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地1 勝浦市役所 総務課 電話:0470-73-6646			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		<選択肢>				
		平成	27年1月1日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		平成27年1月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明